

事 務 連 絡

令和2年(2020年)4月20日

一般社団法人北海道医師会事業第三課長 様

北海道教育庁学校教育局健康・体育課課長補佐

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の健康診断の実施等に
係る対応について

日頃から本道の教育活動について、御理解と御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、道教委として、別添「小学校、
中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」（令和2年3
月27日付け教健体第1096号北海道教育委員会教育長通知）の2の(7)のA及び別紙5のとおり
児童生徒等の健康診断の実施に係る留意事項をまとめ、各道立学校及び市町村教育委員会
に発出しております。

つきましては、貴会会員に周知いただき、学校における児童生徒等の健康診断の実施に御
理解御協力をいただきますようお願いいたします。

担当係：健康・体育指導係

担当者：主査 篠原 弥智

TEL：011-204-5752

FAX：011-272-1234

E-mail：shinohara.michi@pref.hokkaido.lg.jp

教 健 体 第 1 0 9 6 号
令和 2 年（2020年） 3 月 27 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について（通知）

このことについて、「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和 2 年 3 月 24 日付け教健体第 1067 号通知）及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A の送付について（3 月 26 日時点）」（令和 2 年 3 月 27 日付け事務連絡）を送付したところですが、本道においては、依然として新型コロナウイルス感染症の流行が収束しておらず憂慮すべき状態が続いていることを踏まえ、感染症対策を徹底した上で、新学期から安全に教育活動を実施するために留意すべき事項などについて、次のとおり通知しますので、所管する学校に周知するなど、適切に対応してください。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等を踏まえ、随時、道教委の考え方を通知することを申し添えます。

記

1 基本的な感染症対策

(1) 児童生徒等の健康観察については、「健康観察シート」（別紙 1）の様式例を校種等に応じて適宜変更し、毎日、登校時に教職員が児童生徒等の健康状態を確認すること。

なお、教職員についても、管理職員が健康状態を確実に把握し、適切に対応すること。

(2) 手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、校内では、飛沫を飛ばさないため、マスクを着用すること。

(3) 教室内の温度を適切に管理しつつ、休み時間ごとに 2 方向のそれぞれ 1 つ以上の窓を広く開け、こまめな換気を心掛けること。

(4) 校舎等の消毒に当たっては、「校舎等の消毒について」（別紙 2）を参考に行うこと。

2 教育活動の実施等に当たっての留意事項

(1) 教育課程に関すること

ア 臨時休業に伴い、指導できなかった学習内容については、次年度、進級した学年又は進学した学校において、補充のための授業を行うこと。

イ 補充のための授業を行う際は、学年間、学校間での引継ぎを十分に行い、次年度の教育課程を工夫し効果的な指導を行うこと。

ウ 必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習等の取組を行うこと。

エ 転出・転入する児童生徒についても、同様に学校間の引継ぎを十分に行い、児童生徒に不利益が生じないよう配慮すること。

(2) 授業の実施に関すること

ア 大声や集団での発声を控えるよう指導すること。

イ 児童生徒等が向かい合わせにならないようにすること。

なお、具体的な取組については、「学校再開のための具体的な取組」（別紙3）のとおりであること。

(3) 学校行事等の実施に関すること

ア 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を踏まえ、保護者の授業参観、PTA総会等は、当面の間、控えること。

イ 入学式及び始業式については、卒業式と同様に実施すること（令和2年3月4日付け教義第1471号参照）。

なお、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 体育館を利用しても十分なスペースを確保できない場合は、例えば、実施時間に差を設け、適切な児童生徒数にするなどして実施すること。

(イ) 保護者については、原則として、参加を見合わせる。ただし、小学校（特別支援学校幼稚部及び小学部を含む。）では、児童の発達の段階を考慮し、例えば、一家庭の保護者の人数を制限するなどして参加を可能とすること。

また、児童生徒等の障がいの状態などにより、保護者の送迎や付添い等を要する場合は、人数を極力抑えた上で、出席を可能とすること。

(ウ) 小規模校等において、保護者が式典に参加しても会場に十分なスペースを確保できる場合は、感染症対策を徹底した上で実施すること。

(エ) 新入生への教科書配付や保護者への説明などは、式終了後に体育館で短時間で行うなどして、教室に児童と保護者が同時に入室し密集した状態にならないよう留意すること。

ウ 運動会（体育祭）や文化祭等の実施に当たっては、学校再開後の状況等を踏まえ、別途実施の留意点をまとめ、通知する。

(4) 学校給食等に関すること

ア 各学校で作成の「日常の給食指導の要領」に基づき、事前に全教職員が研修を行った上で、児童生徒等に対し、衛生管理等について適切に指導すること。

イ 喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底すること。

ウ 配食の前に机上を清拭すること。

エ 配食は、給食当番など特定の者に限定することとし、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させること。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、配食を行う者の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「健康観察票」（別紙4）に記録すること。

オ 学校給食調理場等においては、再開日までに学校薬剤師等による定期衛生検査を実施すること。

カ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む。）、寄宿舎の調理員、賄いの請負業者等は、個人別健康観察記録表に「検温、咳、倦怠感等」を加えて、確認、記録すること。

(5) 部活動に関すること

ア 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定及び大会等の参加）については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を厳守すること。

イ 活動内容によっては、生徒等の感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮を行うこと。

なお、具体的な取組については、「学校再開のための具体的な取組」（別紙3）のとおりであること。

(6) 心のケアに関すること

ア 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察・健康相談等を実施すること。

なお、児童生徒等の心とからだの状態を客観的に把握する、「臨時休業に係る児童生徒の『心とからだのチェックリスト』について」（令和2年3月12日付け事務連絡）なども参考にすること。

イ スクールカウンセラー等や24時間無料で電話相談ができる「子ども相談支援センター」を活用すること。

ウ 学校再開までの生活については、「学年末・学年始め休業中及び新年度に向けた生徒指導等について」（令和2年3月24日付け教生学第1119号）を参照すること。

(7) その他

ア 児童生徒等の定期健康診断については、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月19日付け事務連絡）に基づき、校長又は学校設置者が、実施時期や実施方法について、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、対応すること。なお、留意事項については、「児童生徒等の定期の健康診断実施上の留意事項」（別紙5）のとおりであること。

イ スクールバスの運行に当たっては、次の実施方法を参考とすること。

(ア) 車内ではマスクを着用するほか、可能な限り座席を離すなど、スペースを十分確保するとともに、できるだけ会話を控えるよう、指導すること。

(イ) 児童生徒等が乗車するまでの間、窓を開けて換気を実施すること。

(ウ) 必要に応じ、添乗する職員等が児童生徒等の健康状態を確認するとともに、乗車に関する指導を行うこと。

(エ) 「校舎等の消毒について」（別紙2）を参考に、定期的に消毒すること。

ウ 道立学校の寄宿舎における対応については、次の事項に留意すること。

(ア) 児童生徒等に対し、毎日朝晩の検温及び風邪症状の確認などの感染症対策を舎内で徹底するよう指導するとともに、食事の際に飛沫を飛ばさないよう向かい合わせにしないなど、舎内の保健管理や環境衛生を良好に保つこと。

(イ) 特別支援学校においては、障がいの状態等に応じて、寄宿舎指導員が児童生徒等の健康観察を行うほか、必要に応じて感染症対策を講じるなど、学校や児童生徒等の実情に応じて対応すること。

(ウ) 宿日直を行う職員（教員、寄宿舎指導員等）には、勤務前の検温及び風邪症状を確認した上で任に就かせること。また、宿日直業務中の手洗いや咳エチケットを徹底すること。

3 出席停止の取扱いについて

次のとおり取り扱うこと。なお、次の(1)から(3)までの場合、本人（保護者を含む。）の同意のもと、直ちに当該情報を学校設置者あて情報提供するよう、道教委から道保健福祉部（保健所等）に要請中であること。

(1) 児童生徒等の感染が判明した場合、治癒するまでの間、「学校保健安全法第19条による出席停止」とすること。

(2) 児童生徒等が濃厚接触者となった場合、14日間の「出席停止」とすること。

(3) 児童生徒等と同居する家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間、「出席停止」とすること。

- (4) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、「出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。
- (5) 基礎疾患等がある児童生徒等が登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。

4 臨時休業の取扱いについて

(1) 臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、市町村教育委員会は、都道府県等の衛生主管部局からの助言を踏まえ、臨時休業の必要性等について検討し、判断すること。

なお、道立学校においても道教委が同様に判断すること。

(2) 家庭学習について

ア 学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じること。

イ 児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供すること。

ウ 家庭学習を課す際に文部科学省「子供の学び応援サイト」や道教委「チャレンジテスト」、千歳科学技術大学のeラーニング等の活用も考えられること。

エ 児童生徒が生活リズムを整えながら、自学自習することができるよう、電話や家庭訪問等により適宜指導すること。

総務政策局総務課
総務政策局教育政策課
学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局教育環境支援課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局福利課

健康観察シート

- * 感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。毎日、朝晩体温を測り、体調の確認をしてください。
- * 発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養し、必ず学校に報告してください。
- * 次の症状がある場合は、「重症化を防ぐ」「人に感染させない」ために、必ず「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。）
 - ・ 強いだるさや息苦しさがある
- ※ 基礎疾患等のある人は、上の状態が2日程度続く場合

【北海道】

- 新型コロナウイルスに関する一般相談
 - 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方「帰国者・接触者相談センター」
- 以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/singatakoronahaien.htm>



月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜 日														
体 温 (平熱 °C)	起床時	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	夕食後	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
体 調	のどの痛み													
	咳													
	だるさ													
	息苦しい													
	その他													

校舎等の消毒について

□ 消毒用エタノール（アルコール消毒薬）を使用する場合 □

＜基本的な考え方＞

- アルコール清拭による高頻度接触面や物品の消毒を励行する。

（具体例）

- ・消毒場所：手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、机、椅子、水道の蛇口、トイレなど
 - ※ よく手の触れる場所を念入りに行う。
 - ※ 作業人数が多い場合などは、壁など広い範囲の消毒を行う。
- ・消毒方法：アルコール消毒薬を浸したペーパータオルや使い捨て布で拭き取る。
 - ※ 室内での噴霧は健康被害につながるため行わない。

- 廃棄物の処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りで良い。

□ 次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合 □

アルコール消毒薬がない場合は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系消毒薬 例：ハイターやブリーチ等）も有効です。

ただし、アルコール消毒薬とは違い、取扱いに注意が必要ですので、注意事項をよくお読みください。

－次亜塩素酸消毒液の使い方－

消毒液は、用途に合った濃度のものを用います。塩素系消毒薬を希釈して作りますが、家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。

濃度	0.5%（5000ppm）～0.05%（500ppm）	
用途	教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）	
希釈方法	2ℓ作る時 (濃度約0.06%)	原液25ml（漂白剤のキャップ1杯）を2ℓの水で希釈

※市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウム濃度約5%）を用いる場合

－使用時の注意事項－

- ① 製品の「使用上の注意」を必ず確認してから使用してください。
- ② 手荒れの原因になるので、手指消毒には使用しないでください。
- ③ 十分に換気をしながら消毒してください。
- ④ 他の洗剤と混ぜないでください。（酸性洗剤と混合すると有毒な塩素ガスが発生します。）
- ⑤ 金属腐食性があるため、消毒後は洗い流すか、水拭きしてください。
- ⑥ 希釈した消毒液はなるべく早く使用するようにしましょう。
- ⑦ 保管する場合は、誤って飲むことが無いように消毒液であることを明記して、冷暗所、もしくは遮光性のある容器で保管してください。

参考：ノロウイルスによる感染症・食中毒を予防しましょう（北海道版リーフレット）

令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」

◆ 消毒をする場合には、手袋とマスクを着用してください。

学校再開のための具体的な取組

- 感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い一部の学習活動や部活動等においては、指導方法や活動の形態を工夫すること。
- 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定及び大会等の参加）については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を厳守すること。

【学習指導上の留意点】

(感染の可能性が高い活動例)

- ・ 合奏や合唱、話す聞くなどのコミュニケーションを中心とした英語活動などを長時間続ける。
- ・ 柔道の組み手などの密着した運動を行う。
- ・ 家庭科の調理実習や理科の実験など、子ども同士がグループで活動を行う。
- ・ 長時間、机を向かい合わせにしてグループで話し合う。

(工夫例)

- ・ 1学期に実施予定の「歌唱」や「武道」、「調理実習」「実験」の学習を2学期以降に実施する。
- ・ 1単位時間で実施する「歌唱」や「英語活動」の学習を短時間に分けて実施する。
- ・ グループ学習は、短い時間で効果的に位置付けるとともに、座席の位置を工夫したり、通常よりも互いに声量を抑えた話合いにしたりする。

【運動部活動における留意事項】

- ・ 体育館など屋内の活動場所の換気をこまめに行うこと。
- ・ 更衣室は時間差で使用するなど、狭い空間での接触は避けること。
- ・ 大きなかけ声などの活動や、互いに接近したミーティング等は避けること。
- ・ ボール等の使用後の定期的な手洗いを徹底すること。
- ・ 水分補給のためのボトルなどは個人で用意し、回し飲みはしないこと。また、水飲み場の衛生管理に努めること。
- ・ 複数人が使用する器具等については、定期的に消毒すること。
- ・ 柔道、剣道などの種目では、対人で密着した状態で行う練習は避け、一人で行う、当該種目に必要な体力を高める運動や、ゴムチューブやダミー人形などを用いた打ち込み練習、ICT機器を活用した技術理解を深める練習など、練習方法を工夫すること。
- ・ ラグビー、バスケットボールなどの種目では、スクラムやタックルなどの身体接触を避け、仲間との距離をとったシュート練習やパス練習など、練習方法を工夫すること。

【文化部活動における留意事項】

- ・ 練習場所の換気を定期的に行うこと。
- ・ 活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、実施方法を工夫すること。
- ・ 吹奏楽部や合唱部などは、パートごとに時間差を設けて練習したり、子ども同士が手の届く距離で練習を行ったりしない、また、向かい合って練習を行ったりしないなど、練習方法を工夫すること。

給食当番（教職員含む）健康観察票（例）

令和 年 月 日 学校名 _____ 学年 _____ 組 _____

	月							月							
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番者名															
① 下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。															
③ 清潔なエプロン、マスク、帽子をつけている。															
④ 手はきれいに洗っている。															

	月							月							
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番者名															
① 下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。															
③ 清潔なエプロン、マスク、帽子をつけている。															
④ 手はきれいに洗っている。															

注意事項： 学級担任等が確認し、適切でないと感じられる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとってください。

児童生徒等の定期的健康診断実施上の留意事項

【感染症対策の考え方】

- 次の対策の準備が整った検査から速やかに実施すること。
 - ・ 手洗いやマスクの着用を徹底すること。
 - ・ ①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が重ならないようにすること。
 - ・ 検査器具の消毒等を徹底すること。（特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの）

【具体的な取組例】

- ・ 児童生徒は各種健診前後に手洗い又は手指のアルコール消毒を行うこと。
- ・ 会場の換気を定期的に行うこと。
- ・ 順番待ちのスペースの確保や会場に入る人数の制限を行うこと。
- ・ 遮眼器やオーディオメータのレシーバー・応答ボタンの消毒を、使用することに行うこと。
- ・ 内科検診や歯科検診については、児童生徒全員分の使い捨てグローブや消毒済みの器具を準備すること。

【その他の留意事項】

- ・ 健康診断の詳細な方法については、事前に学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、教職員及び児童生徒、保護者の理解を得て実施すること。
- ・ 児童生徒等の定期的健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。